

《米景気刺激法：太陽光業界に大規模支援》

メルマガNo.16

2009年2月18日 © 山内浩一

2月17日にオバマ大統領が署名、成立したアメリカ景気刺激法では太陽光発電業界にお思い切った刺激策が盛り込まれた。具体的には下記の通りである。

[このニュースをご覧になられた方は政界、関係官庁の影響のある方々に本メールをご転送いただき、**日本でも少なくとも同規模の支援**が追加されることを関係各方面にリクエストいただきますようお願い申し上げます。]

[背景] 昨年10月に可決された米国金融安定化法に抱き合わせで可決成立した太陽光発電業界向け振興策では下記のように税額控除策がその主流をなしていた。しかし、景気悪化で赤字に転落する企業が多い中でもそもそも支払う税金債務が発生しなければ「税額控除」による振興策では効果が期待できない。

	インセンティブの種類	制度の有効期間	インセンティブのサイズ	インセンティブの上限	対象者
Before 2008 12/31	税額控除	2年間ごとの見直し	設備投資額の30%までを税額から控除できる。	US\$2,000	個人のみ
After 2008 12/31	税額控除	8年後に見直し	同上	上限撤廃	個人だけではなく法人(含む電力会社)もOK

このような経済環境の変更を受けて米国の太陽光業界団体から、「設備投資額の30%までを税額から控除できる」という制度ではなく、投資額の30%の補助金を支給するようにするよう政府に働きかけが行われた結果、今回下記の内容の政策の法制化に成功した。

1 [補助金を全体の30%を支給]

今後2年間に実施される太陽光発電事業の投資額の30%に相当する金額をエネルギー省が助成する。

2 [融資に対する政府保証]

太陽光発電プロジェクトに対する融資に政府保証を付与する。この政府保証により民間銀行が貸し出すソーラープロジェクト向けの融資（1件の太陽光発電プロジェクトの総投資額の約70%を占める。）の金利の低下が期待できるため太陽光発電プロジェクトの採算性の向上が見込まれ、出資者を募りやすくなる。

3 [再生可能エネルギー関連の工場設備投資に税額控除]

太陽電池、インバーターなどの工場への投資を促進し、雇用を確保する事を狙っている。

出所：

http://www.seia.org/cs/news_detail?pressrelease.id=344

[日本に必要な政策]

ドイツ（20年）や韓国（15 - 20年）のような長期間にわたる固定価格買取制度がベストな振興策であることに変わりはない。しかし時間がかかるのであれば 下記の政策を早急に追加いただきたい。

1 [大型PVプラント建設のための公的補助率を1/3 → 2/3へ]

政府は現在、NEDO/資源エネルギー庁による大型の太陽光発電補助金として1件当たりの太陽光発電プロジェクト全体の1/3（3分の1）に相当する金額に補助金を付与している。（上限を1kwあたり30万円）。しかし我が国の電力会社による買い取り単価が1kwhあたり11円（韓国は4.1円 ドイツは4.7円（100 - 1000kwの規模の場合1kwh当たり0.3958ユーロ））である現状では1/3の補助では年間5000万円以上の赤字となりだれも好んで発電事業を行う民間企業は出てこない。この状況を打破するために、最低でも補助率を2/3（できれば75%）まで引き上げていただきたい。要するに投資をした会社がまともな利回りが確保できる水準までの支援をしないと支援策は無駄になるということを政策立案者にはご理解いただきたい。

2 [住宅用の公的補助金額を定格1kwあたり7万円から33万円へ]

3kwあたり99万円の補助が必要となる。東京都が4月から開始する1kwあたり10万円（3kwあたり30万円）と合わせると合計129万円となる。これは現在の小売末端レベルでの3kw当たりのセット価格（エコキュートとIHクッキングを合算すると350万円程度）の1/3強となり、十分な刺激策となる。

以上の支援策を政策立案者には早急をお願いしたい。

（以上）

参考資料：[米景気刺激策の概要](#)